

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月30日

住 所 新潟県長岡市千秋2丁目2788番地1
 事業者名 越後交通株式会社
 代表者名 代表取締役 伊比 久

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 当社が保有する乗合バス車両においては令和4(2022)年度末時点のノンステップバス導入率は約71.9%、ワンステップバス導入率は約19.4%となっている(適用除外車両を除く)。継続的に車両の更新と併せ、ノンステップバス等の導入を推進していく。 |
| (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> 乗務員に対し、各営業所内の集会などにて、高齢者や障害者の方々への理解を深める指導を行う。 乗務員に対し、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転指導を行い、安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう努める。 |

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|--|
| ノンステップバスの導入 | <ul style="list-style-type: none"> 令和5(2023)年度～令和6(2024)年度間で、ノンステップバスを8台導入する。 |

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|------------------------|--|
| 職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供 | <ul style="list-style-type: none"> スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員への教育を随時実施する。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------------|--|
| ノンステップバスの運行便の時刻表への表示 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者が利用しやすいようにノンステップバスの運行であることを表示し時刻表を掲示する。 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|------------------|--|
| 行先表示器における情報提供の拡充 | ・ 今後導入する新車について行先表示機を橙色から白色の LED 表示機に変更し、視認性の向上を図る。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|---|
| 乗務員の技術向上 | ・ 新任乗務員を対象とした教育に高齢者・障害者の方の乗降支援に関する技術講習を取り入れる。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|--------------|--|
| 掲出・車内表示による啓発 | ・ 座席譲り等に関するポスターの掲出や優先席であることを示すマーク等を表示し、利用者への啓発を継続的に行う。 |

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

| |
|---|
| ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 |
|---|

IV 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|---------|-----|
| ノンステップバス | ・ なし | |

V 計画書の公表方法

| |
|-------------------|
| ・ 自社ホームページにて公表する。 |
|-------------------|

VI その他計画に関連する事項

| |
|------------------------|
| ・ 当社の車両導入計画に位置づけられている。 |
|------------------------|

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。